

浜田山組 会則

- 第1条 名称 本会は、浜田山組（以下「本会」という）と称する。
- 第2条 目的 本会は、地域で顔の見える関係を増やすことを目的とし、その関係性を深めるための活動を通じて、地域の顔見知りを増やし、支え合える関係作りを目指す。
- 第3条 会員 本会の会員は、杉並区在住、在勤、在学している者、及び会員の推薦する者とする。
- 第4条 所在地 本会の事務所は、杉並区浜田山 2-13-1 に置く。
- 第5条 事業 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。
①月1回の定例会議
②活動の企画、運営
③その他必要な事業
- 第6条 役員 本会には、次の役員を置く。
役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
代表1名、副代表1名、会計2名、監事2名
- 第7条 総会 1、本会の総会は全会員を以って構成し、年1回開催するものとする。
2、総会は以下の事項について議決する。
①会則の決定及び変更
②解散
③事業の変更
④事業報告及び収支決算報告
⑤役員の選任または解任
⑥その他会の運営に関する重要事項
3、総会は会員の過半数の出席（委任状出席含む）がなければ開会することができない。
4、役員のうち1名以上が必要と判断した場合には、臨時総会を招集することができる。

第8条 事業年度 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第9条 この会則に定めのない事項は、総会の議決によって定める。

第10条 会則の変更は、総会において出席者の過半数の承認をもって変更できる。

附則 この会則は、2023年9月15日から施行する。

以上